

選挙啓発サポーター事業委託業務 公募型企画プロポーザル募集要領

1 業務の概要等

(1) 業務名

選挙啓発サポーター事業委託業務

(2) 業務概要

近年の国政、県政選挙における投票率は、全体的に低調な状況が続いている。特に若年層や働き盛りの世代の投票率が低い状況にあることから、次世代を担う若者の政治・選挙に関する意識の向上や働き盛りの世代が投票に参加しやすい職場等の環境づくりに資する取組が求められている。

このため、福島県選挙啓発サポーターの登録団体(者)と連携した新しい選挙啓発、登録団体(者)の拡充及び若年層を対象とした主権者教育プログラム(出前講座、模擬選挙)の効果的な運営・内容の磨き上げ等を行い、県内の若者や企業・団体等と連携した取組をさらに推進することで、投票参加の輪を広げ、将来にわたる投票率の向上を図ることを目的とする。

(3) 業務仕様

別紙「選挙啓発サポーター事業委託業務仕様書」(以下、仕様書という。)のとおり。

(4) 業務期間

委託契約締結の日から令和9年3月31日(水)まで

(5) 委託料の上限額

7,146,986円(消費税及び地方消費税込み)

2 プロポーザル参加者の資格要件

本プロポーザルに参加する者(以下「参加者」という。)は、次に掲げる参加資格要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等(企画提案者が個人である場合にはその者を、企画提案者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (5) 県税を滞納している者でないこと。
- (6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。
- (7) 円滑な業務運営を行うため福島県内に本店又は支店等を有する者。

3 プロポーザルの実施スケジュール

質問書の提出期限	令和8年4月15日(水)17時【必着】
質問書への回答	令和8年4月16日(木)
参加表明書の提出期限	令和8年4月17日(金)17時【必着】
参加資格の確認通知	令和8年4月20日(月)
企画提案書等の提出期限	令和8年4月24日(金)17時【必着】
審査結果の通知予定日	令和8年5月15日(金)
仕様協議・契約締結予定	令和8年5月中旬から下旬

4 プロポーザルに関する手続

(1) プロポーザル参加に係る書類の入手

参加を希望する者は、福島県選挙管理委員会事務局のホームページから必要書類をダウンロードする。

※URL : <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/62010a/keihatsu-proposal070321.html>

なお、本プロポーザルに係る説明会は実施しないことから、募集要領や仕様書等を精読の上、参加すること。

(2) 参加表明書の提出【必須】

参加者は、【様式1 参加表明書】に必要な添付書類を添えて次のとおり提出する。

ア 提出期限

令和8年4月17日(金)17時【必着】

イ 提出方法

電子メールにより「7 担当課」に送付

※メール送信後は、必ず担当課に電話連絡を行い、受信の確認を受けること。

ウ 留意事項

提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、本プロポーザルに参加できない。

(3) 参加資格の審査

参加表明書の内容及び参加資格要件の適否を確認し、その結果を令和8年4月20日(月)に参加表明者へ通知する。

(4) 募集要領等に関する質問の受付

募集要領等に関する質問は、【様式2 募集要領等に関する質問書】により次のとおり受け付ける。

ア 提出期限

令和8年4月15日(水)17時まで【必着】

イ 提出方法

電子メールにより「7 担当課」に送付

※メール送信後は、必ず担当課に電話連絡を行い、受信の確認を受けること。

ウ 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和8年4月16日(木)中に、福島県選挙管理委員会事務局のホームページで公表することとし、質問者に対する個別の回答は行わない。

(5) 企画提案書等の提出【必須】

参加者は、企画提案書等を次のとおり提出する。

ア 提出期限

令和8年4月24日(金)17時まで【必着】

イ 提出方法

「7 担当課」へ持参又は郵送

ウ 提出すべき企画提案書等

(ア) 企画提案書(様式任意 ※日本産業規格 A4 版)

企画提案書は仕様書の記載に基づき、各業務が円滑かつ確実に遂行できる具体的提案を行うこと。特に仕様書記載の各業務における「企画提案内容」の項目に留意し、提案を行うこと。また、各業務の実施スケジュールについても記載すること。

(イ) 業務実施体制表(様式3)

(ウ) 見積書

(エ) その他、企画提案を説明するのに必要な書類

エ 提出部数

正本1部、副本15部

オ 留意事項

(ア) 失格又は無効となる場合

- 参加資格のない者が提出した企画提案
- 委託料の上限額を超えた金額となる企画提案
- 提出期限を過ぎて参加表明書や企画提案書等が提出された場合
- 虚偽の内容が記載されている企画提案
- 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- 提出書類に不備があった場合
- 参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者(役員)が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- 本募集要領に違反すると認められる場合
- その他、福島県が予め指示した事項に違反した場合

(イ) 複数企画提案の禁止

参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできない。

(ウ) 提出後の企画提案書等の内容変更、差替え又は再提出の禁止

企画提案書等の提出後、その内容変更、差替え又は再提出は認めない。

(エ) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、【参加辞退届(様式任意)】を提出すること。

(オ) 費用負担

本プロポーザルの参加に要する経費等は、参加者の負担とする。

(カ) その他

- 参加者は参加表明書の提出をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し任意で追加資料の提出を求めることがある。
- 提出された企画提案書等は一切返却しない。
- 提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例(平成12年条例第5号)に基づく情報公開請求の対象となる。

5 企画提案書の審査及び業務委託予定者の選定

本業務の委託候補者の選定は、別途設置する「審査委員会」が行う。

審査委員会は、提出を受けた企画提案書等を書面審査し、総合的に評価の上、業務委託予定者(単独随意契約の予定者)を選定する。

(1) 審査基準

別紙「審査基準」のとおり。

(2) 評価方法

- ア 審査項目ごとに評価点を付す。
- イ 評価基準は、次のとおりとする。
 - 5点：優れている
 - 4点：やや優れている
 - 3点：普通
 - 2点：やや劣る
 - 1点：劣る

ウ 業務委託予定者の選定

- (ア) 各審査委員の評価点数の合計得点が最も高く、かつ、最低基準を満たしている者を業務委託予定者(単独随意契約の予定者)とし、それに次ぐ得点の者を次点者として選定する。
- (イ) 審査委員1人当たりの得点の上限(100点)に審査委員数を乗じた得た数の60%以上の合計得点を得ていることを最低基準とする。
- (ウ) 参加者が1者の場合、最低基準を満たしていることを選定の条件とする。
- (エ) 合計得点と同点となった場合は、審査委員会による協議の上、選定する。

(3) 参加者への審査結果の通知

- ア 審査の結果は、参加者全員に通知する。
- イ 業務委託予定者とならなかった者へ審査結果を通知するときは、その通知の日の翌日から起算して14日以内に選定されなかった理由の説明を書面により求めることができる旨を通知する。
- ウ 審査結果を福島県選挙管理委員会事務局のホームページに掲載する。なお、掲載する内容は、業務委託予定者名及び合計得点、業務委託予定者以外の参加者の合計得点とする。

6 仕様協議及び契約の締結

(1) 仕様協議

選定した業務委託予定者と県が協議し委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。
なお、仕様書の内容は業務委託予定者が提案した内容を基本とするが提案内容のとおりには反映されない場合がある。

また、契約後に企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とする。

(2) 契約金額の決定

契約金額は、上記(1)の協議結果をふまえた仕様書に基づき改めて見積書を徴取し決定する。

(3) その他

業務委託予定者と県との間で行う協議が整わない場合又は業務委託予定者が契約を辞退した場合は、審査結果において合計得点が次点であった者と協議する。

7 担当課（書類の提出先及び問合せ先）

福島県総務部市町村行政課（福島県選挙管理委員会事務局）担当：佐藤主任主査、寺島副主任

○ 所在地

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号（福島県庁 本庁舎2階）

○ 電話番号

024-521-7062

○ メールアドレス

senkyo@pref.fukushima.lg.jp